

福岡県弓道連盟規約

制定 昭和 29年4月25日

改正 昭和 30年6月9日・31年2月19日・31年6月3日・
34年5月17日・36年2月5日・42年4月1日
46年5月16日・48年5月13日

平成 8年5月26日・16年5月23日・17年5月22日
22年3月20日

(名 称)

第 1条 本連盟は、福岡県弓道連盟という。

(事務所)

第 2条 本連盟の事務所は、会長の指定する場所におく。

(目 的)

第 3条 本連盟は、財団法人全日本弓道連盟に加盟し、弓道の普及振興に努め、
会員の体位向上とスポーツ精神の涵養を諮り、以て社会文化の進展に寄与
することを目的とする。

(事 業)

第 4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 財団法人全日本弓道連盟及び全九州弓道連盟連合会の事業への参加。
- 2 財団法人福岡県体育協会に加入し、その事業への参加。
- 3 県内弓道の普及振興に関する事業及び調査。
- 4 段位、級位の地方審査及び連合審査並びに称号段位の推薦。
- 5 弓道競技会、研修会及び講習会等の開催。
- 6 学校弓道及び警察その他職域の弓道の振興のための援助並びに調査。
- 7 その他必要な事業。

(組 織)

第 5条 本連盟は、福岡県内の弓道団体又は学校弓道部に所属する弓道愛好者で
本連盟の目的に賛同し、第10条に定める地区
(以下「地区」という)を通じ本連盟に会費を納入する者
(以下「会員」という)をもって組織する。

(役 員)

第 6条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 事務局長(理事) | 1名 |
| 4 常務理事 | 若干名 |
| 5 理事 | 若干名 |
| 6 監事 | 4名 |
| 7 評議員 | 若干名 |

(役員を選任)

第 7 条 役員は、次の方法によって選任する。

- 1 会長及び副会長は、会員のうちから評議員会において選任し、理事を兼ねる。
- 2 事務局長及び常務理事は、会員のうちから会長が理事に諮って委嘱する。
- 3 理事・監事及び評議員は、各地区から同数ずつを、前 2 号の役員以外の会員のうちから選任し、会長が委嘱する。この場合において、監事は理事を兼ねてはならない。
- 4 前各号に規定する役員以外に関係機関の職員等を評議員会において理事又は評議員に選任することがある。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後であっても後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。
- 4 役員が交替した場合は、1 週間以内に事務の引き継ぎを行うものとする。

(役員職務権限)

第 9 条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、常務理事を指揮し日常の会務を総括する。
- 4 常務理事は、事務局長の指揮を受け日常の会務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、本連盟の業務を審議し、これを執行する。
- 6 監事は、会計経理の状況を監査する。
- 7 評議員は、会員の意志を代表し、本連盟の運営に関する重要事項を審議する。

(地区)

第 10 条 本連盟は、県内を次のとおり四つの区域に分ち、それぞれの区域をもって地区とする。

- 1 北九州地区 北九州市・行橋市・豊前市・中間市・遠賀郡・京都郡・築上郡の区域
- 2 筑 豊地区 直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡の区域
- 3 福 岡地区 福岡市・朝倉市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・糸島市・古賀市・福津市・筑紫郡・糟屋郡・朝倉郡の区域
- 4 筑 後地区 大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・みやま市・三井郡・三潞郡・八女郡の区域

(地区長)

第 11 条 前条に定める地区にそれぞれ地区長をおく。

- 2 地区長は、第 7 条 3 号に規定する当該地区選出の理事のうちから地区の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 地区長は、当該地区における本連盟の事業の推進を掌る。

(名誉会長・顧問及び参与)

第12条 本連盟に名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦し、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、弓道に貢献した者又は弓道に理解ある学識経験者で会長が推薦する者を理事会に諮って委嘱する。
- 4 名誉会長は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ重要な事項につき意見を述べることができる。

(理事会)

第13条 理事会は理事を以て構成し、評議員会に提案する議案並びに事業の執行に必要な事項を審議する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(評議員会)

第14条 評議員会は、理事及び評議員を以て構成し、毎年3月に通常評議員会、5月に定期評議員会を開くこととする。

- 2 通常評議員会は次の事項を審議する。
 - (1)次年度事業計画の決定
 - (2) 規約の改正
 - (3) 第7条第1号及び第4号の規定による役員の選任並びに決定
 - (4) その他重要な事項
- 3 定期評議員会は、総会の性格を有し次の事項を審議する。
 - (1)予算及び地区分担金の額の決定並びに決算の承認。
 - (2)規約の改正
 - (3)その他重要な事項
- 4 定期・通常評議員会のほか必要に応じ臨時に評議員会を開くことがある。
- 5 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(会議の招集及び議事)

第15条 理事会及び評議員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

- 3 会議は、その会を構成する人員の2分の1以上の出席(委任状を提出した者を含む)がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の2分1以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議においては議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名捺印の上これを保存するものとする。

(会 計)

第16条 本連盟の経費は、次の収入を以て支弁する。

- 1 各地区の分担金
- 2 事業に伴う収入
- 3 寄付金
- 4 その他の収入

(事業年度)

第17条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(書記の設置)

第18条 本連盟の事務を処理させるため、会長は理事会に諮って書記を置くことがある。

(細部の規定)

第19条 本連盟規約の施行について必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、昭和29年4月29日から施行する。

(中間の「改正規約」の施行規約は省略)

(附 則)

この改正規約は、平成22年3月20日から施行する。